様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書

令和　　年　　月　　日

　　　所管行政庁　岡山市長　　殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付欄 | 認定番号欄 | 決　裁　欄 |
| 　　　年　　月　　日 | 　　　年　　月　　日 |  |
|  第　　　　　　 　号  |  第　　　 　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

（第二面）

１．建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

［建築物に関する事項］

|  |
| --- |
| 【１．地名地番】 |
| 【２．敷地面積】　　　　　　　　　㎡ |
| 【３．建築面積】　　　　　　　　　㎡ |
| 【４．延べ面積】　　　　　　　　　㎡　　 |
| 【５．建築物の階数】　（地上）　　　　　　階　（地下）　　　　　　　階 |
| 【６．建築物の用途】□非住宅建築物　　□一戸建ての住宅　　□共同住宅等　　□複合建築物 |
| 【７．建築物の住戸の数】建築物全体　　　　　　　　　　戸 |
| 【８．構造】　　　　　　　　造　一部　　　　　　　造 |
| 【９．基準省令附則第３条若しくは第４条又は令和４年改正基準省令附則第２項の適用の有無】　　□基準省令附則第３条又は第４条の適用有（竣工年月日　　　　年　　　　月　　　　日　　竣工）　　□令和４年改正基準省令附則第２項の適用有（竣工年月日　　　　年　　　　月　　　　日　　竣工）　□無 |
| 【10．建築物の構造及び設備の概要】別添の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書による |
| 【11．該当する地域の区分】　　　　地域 |
| 【12．住宅部分の床面積】（　床面積　）（開放部分を除いた（開放部分及び共用部分を部分の床面積）　　除いた部分の床面積）【イ．新築】　　　　　（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）【ロ．増築】　　　全体（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）増築部分（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）【ハ．改築】　　　全体（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）改築部分（　　　　㎡）　　（　　　　㎡）　　（　　　　㎡） |
| 【13．建築物全体のエネルギー消費性能】　【イ．非住宅建築物】　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第１号イの基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第１号ロの基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）　【ロ．一戸建ての住宅】　　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　 （基準値　　　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K)（基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　 （基準値　　　　　　　　　 ）□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）【ハ．共同住宅等】　　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）【ニ．複合建築物】　□基準省令第１条第１項第３号イの基準　　（非住宅部分）（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第１号イの基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第１号ロの基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　（住宅部分）　　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外　　　（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第３号ロの基準（複合建築物）（一次エネルギー消費量に関する事項）基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）（住宅部分）（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外 |
| 【14．備考】 |

（第三面）

［住戸に関する事項］

|  |
| --- |
| 【１．住戸の番号】 |
| 【２．住戸の存する階】　　　　　　　　階 |
| 【３．専用部分の床面積】　　　　　　　㎡ |
| 【４．住戸のエネルギー消費性能】（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K) （基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　　（基準値　　　 　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準外皮平均熱貫流率　　　　　W/(㎡・K) （基準値　　　　　W/(㎡・K)）冷房期の平均日射熱取得率　　　　　　（基準値　　 　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外（一次エネルギー消費量に関する事項）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準基準一次エネルギー消費量　　　　GJ/年設計一次エネルギー消費量　　　　GJ/年ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準ＢＥＩ（　　　　　　　　）□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準　□国土交通大臣が認める方法及びその結果（　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　 |

（別紙）　基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準又は基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準を用いる場合

１．住戸に係る事項

（１）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

１）屋根又は天井

【断熱材の施工法】□内断熱　　□外断熱　　□両面断熱

□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　 　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

２）壁

【断熱材の施工法】□内断熱　 □外断熱　　□両面断熱

□充填断熱 □外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　　 W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

３）床

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　　□外断熱　　□両面断熱

□充填断熱　□外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　 　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱　 　□外断熱　　□両面断熱

□充填断熱　 □外張断熱　□内張断熱

【断熱性能】□熱貫流率（　 　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

４）土間床等の外周部分の基礎壁

（イ）外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

（ロ）その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□熱貫流率（　　　W/(㎡・K)）　□熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

５）開口部

【断熱性能】□熱貫流率 （ 　 W/(㎡・K)）

【日射遮蔽性能】

　□開口部の日射熱取得率（日射熱取得率　　　　　　 　　　　）

□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　 　　　　　　　　　）

□付属部材

□ひさし、軒等

６）構造熱橋部

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】断熱補強の範囲（　　　㎜）　　断熱補強の熱抵抗値（ (㎡・K)/W）

（２）一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

【冷房】冷房設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

【換気】換気設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

【照明】照明設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【給湯】給湯設備（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

効率（ 　　　　　　 ）

２．備考

（注意）

１．各面共通関係

①　この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。

②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1)　一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅

(2) 共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

２．第一面関係

①　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

３．第二面関係

①　【６．建築物の用途】の欄は、該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れてください。

②　【７．建築物の住戸の数】の欄は、【６．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」

を選んだ場合のみ記載してください。

③　【９．基準省令附則第３条若しくは第４条又は令和４年改正基準省令附則第２項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和４年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省令・国土交通省令第３号）をいいます。

④　【11．該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ⑴の地域の区分をいいます（以下同じ。）。

⑤　【12．住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第４条第１項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。

⑥　【13．建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択

した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。

なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れた上で記載してください。

(2)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3) 【ハ．共同住宅等】及び【ニ．複合建築物】の（住宅部分）の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。

(4) 「基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5)　「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑦　第二面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

４．第三面関係

①　第三面は、共同住宅等又は複合建築物に係る申請を行う場合に、住戸ごとに作成してください。

②　住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)　（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）及び（一次エネルギー消費量に関する事項）のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基

準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(3) 「基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準」又は「基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4) 「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④　第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

５．別紙関係

①　１欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、申請に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②　１欄の（１）の１）から３）までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「🗸」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③　１欄の（１）の１）から４）までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④　１欄の（１）の３）及び４）における（イ）及び（ロ）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「🗸」マークを入れてください。

⑤　１欄の（１）の５）は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

⑥　１欄の（１）の５）の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「🗸」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち８の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦　１欄の（１）の６）の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「🗸」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑧　１欄の（２）の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨　１欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、２欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。